

細胞治療委員会 (Cell Therapy Committee) 運営規程

(目的及び業務)

第1条 細胞治療委員会は、細胞治療に関する諸問題の審議、指針の作成・改定、他学会との共同指針の策定、研究班の構築を行う（日本輸血・細胞治療学会（以下、学会）委員会規定 第7条20）。

2 細胞治療委員会は、新たな臨床試験の提案・改訂に対し、計画書を審査し、本学会が統括するものとして適切か否かを審議する。研究代表者には適切な助言を行い、学問的、実務的、経済的支援を検討し、当該研究が円滑に遂行されるようにする。また、当該研究の進捗状況や成果について適宜審査する。学会発表や論文執筆についても適切に助言を行う。

(設置及び目的)

第2条 第1条に掲げる目的を遂行するため以下のタスクフォースを設置する（学会委員会規定）。研究グループは臨床研究等を実施するグループで構成され、各研究グループの委員はその主任および共同研究者で構成され、研究結果は本委員会で検討される。これらタスクフォースは細胞治療委員会の議を経て改廃できる。また、臨床試験の学会承認の申請に際しては、所定の申請書を必要書類とともに学会理事長宛に提出する。

1. 標準的細胞治療小委員会 (Standard Cell Therapy Subcommittee)
2. 実験的細胞治療小委員会 (Experimental Cell Therapy Subcommittee)
3. 研究グループ (Study Group)
 - 1) 顆粒球輸血研究グループ
 - 2) 骨髄有核細胞数測定研究グループ
 - 3) H P C 研究グループ
 - 4) CD34 陽性細胞研究グループ
 - 5) 幹細胞輸注の有害事象研究グループ
 - 6) SpectraOptia 共同研究グループ

(構成)

第3条 タスクフォースは委員長および委員をもって構成する（学会委員会規定 第3条）。

- 2 委員長は委員以外の必要とする人の参加を適宜求めることができる。
- 3 タスクフォースの責任者（委員長）は委員会委員が務める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(タスクフォースの目的及び業務)

第5条 第2条に掲げるタスクフォースは次の業務を行う。

2 標準的細胞治療小委員会

原則として、造血幹細胞移植等の既に確立された細胞治療に関する諸問題について審議する。また、技術講習会（テクニカルセミナー）やテキストを作成して学会員等の教育を図る。必要に応じて、ウェブサイト等を利用する。

3 実験的細胞治療小委員会

原則として、未だ確立していない細胞治療について、主に学会年次総会のシンポジウムや論文投稿等を通して、最新の知見を紹介・教育し、その結果として、特に若手の医師・研究者の会員を増やすことを目標とする。

4 臨床研究グループ

1) 顆粒球輸血研究グループ

顆粒球輸血の安全性、有効性、有用性、実効性などについて臨床研究を検討し実施する。特に、わが国で顆粒球輸血の臨床試験を行う研究グループとの共同研究についても積極的に検討する。また、顆粒球輸血ドナーの安全を確保するための体制を検討する。

2) 骨髓有核細胞数測定研究グループ

骨髓移植における骨髓有核細胞数および生細胞数測定法について調査研究を実施し、測定法の標準化を図る。

3) HPC研究グループ

多項目自動血球分析装置(XN シリーズ、シスメックス社)による造血幹細胞定量の多施設共同研究を実施し、その有用性を評価する。

4) CD34陽性細胞研究グループ

HPC研究グループにおける多施設共同研究の付随研究として、各施設で測定されたCD34陽性細胞数と外部委託業者で測定されたコントロールを比較・分析する。また、各施設の測定法について分析する。また、他のCD34陽性細胞数測定に関する研究を併せて検討し、標準的な測定法についてコンセンサスを得ることを図る。これについて技術講習会やセミナーを企画し、また他学会等とも共同で外部監査をする体制の確立を目指す。

5) 幹細胞輸注の有害事象研究グループ

移植用造血細胞を輸注する際の有害事象に関し、その頻度・重症度を観察・評価する前方視臨床試験を実施する。それにより、有害事象発症要因を明らかにする。

6) SpectraOptia 共同研究グループ

造血細胞移植に用いる末梢血造血細胞の採取能と安全性に関して SpectraOptia と SpectraAuto（共に Terumo BCT）を比較評価する。

（招集）

第6条 各委員会は当該委員長が招集する。

2 評価会

各タスクフォースは、研究責任者（またはその代理）が、進捗状況や成果について、資料およびスライドを用いて、本学会総会前日に開催する評価会で報告し、細胞治療委員会委員はこれを評価する。

(附則)

第7条 本細則は平成25年7月19日(平成25年度理事会)より有効とする。